

年 月 日

独立行政法人酒類総合研究所
理事長 殿

誓約書

- 1 私（当法人）は、提出する全ての書類の記載内容が真実かつ正確であること、及び提出する保管用試料が当該依頼に係るワインに相違ないことを保証し、かつ、これらに関する一切の責任を負います。
- 2 私（当法人）は、当該日本ワインを製造するために用いた醸造方法が、我が国の酒税法及びその他の関係法令を遵守したものであって、かつ、日EU経済連携協定（日英包括的経済連携協定）で承認された醸造法に適合していることを確認するために必要な全ての情報を独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）に提供し、必要な場合は現地確認を受け入れる責任を負います。
- 3 私（当法人）は、研究所が欧州連合及び英国に対して当該証明に関する全ての情報を公開することに同意します。
- 4 私（当法人）は、研究所に故意又は重大な過失があることが実証された場合を除き、研究所の証明書に関する確認業務及び審査結果に対して異議を申し立てません。
- 5 私（当法人）は、提供した当該日本ワインを研究所が分析し、その結果を欧州連合及び英国に情報公開することに同意します。
- 6 私（当法人）は、当該ワインが我が国の法令に抵触する可能性を研究所が把握した場合には、関係行政機関に通報することに同意します。
- 7 私（当法人）は、研究所から発行された証明書を、欧州連合及び英国（北アイルランド）向けの日本ワインの輸出以外の目的で使用しません。
- 8 私（当法人）は、証明書の内容又はその使用に関連して疑義紛争が生じるおそれがある場合、若しくはそれらが生じた場合においては、その処理について速やかに研究所に連絡し、その処理について一切の責任を負います。
- 9 私（当法人）は、上記の誓約事項について違背した場合、若しくは違背の疑義が生じた場合には、それらに係る苦情、相談、訴訟、損害賠償等の処理について一切の責任を負います。

依頼者名（法人にあっては、その名称）

依頼者住所

代表者の氏名

（自署又は記名押印）